請求日　　年　月　日

（宛先）茅ヶ崎市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり・病児病後児保育・ファミリーサポートセンターの施設等利用費

【　年　□　４月～　６月　□　７月～９月　□　１０月～１２月　□　１月～３月　】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、茅ヶ崎市が次の事項を確認することに同意します。

- 申請者と認定児童が、茅ヶ崎市内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
- 実際に施設利用していることを対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況について、対象施設に確認すること。
- 世帯の課税状況について閲覧・確認すること。

請求金額の合計 （金額の頭部に¥マークを記入）	

※裏面の請求金額の合計を転記してください。

本請求の利用年月において、認定を受けた保育の必要性の要件に変更があった場合は、請求の前に変更申請を提出してください。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄	現住所	〒　253　－
氏名	3．の口座名義人と同一名			茅ヶ崎市
生年月日	年　月　日			電話：　－　－

2．認定子ども(複数の認定子どもがいる場合は人数分の申請が必要です)

フリガナ		法第30条の4の認定種別	□第２号　□第３号
氏名		住所	□同上 □利用期間内に転居した 年　月　日（　転入・転出　） （　市･区･町･村）
生年月日	年　月　日		

3．償還払いの振込先

金融機関名									預金種目	□普通　□当座				
銀行・信用金庫 農協・信用組合					支店・出張所 営業部				口座名義人 ※カタカナ					
金融機関 銀行コード					支店コード 店番号				口座番号 ※右詰					

1．の請求者と3．の口座名義人は同一名で記入してください。

職員使用欄	確認	免許証・保険証・マイナンバー・（　）	受付者（　）	受付日（　）
		通帳・キャッシュカード・（　）		
	年　月　日～　年　月　日　（新３号・新２号・認定なし）			
	年　月　日～　年　月　日　（新３号・新２号・認定なし）			

<裏面も記入してください>

4．利用した認可外保育施設・一時預かり・病児病後児保育・ファミリーサポートセンターを記入（複数記入可）

①	所在市町村	茅ヶ崎市・他市町村（　　）	サービスの種類 ※該当するものにチェック	□　認可外保育施設 □　一時預かり　□　病児病後児保育 □　ファミリーサポートセンター
	施　設　名			
②	所在市町村	茅ヶ崎市・他市町村（　　）	サービスの種類 ※該当するものにチェック	□　認可外保育施設 □　一時預かり　□　病児病後児保育 □　ファミリーサポートセンター
	施　設　名			
③	所在市町村	茅ヶ崎市・他市町村（　　）	サービスの種類 ※該当するものにチェック	□　認可外保育施設 □　一時預かり　□　病児病後児保育 □　ファミリーサポートセンター
	施　設　名			
④	所在市町村	茅ヶ崎市・他市町村（　　）	サービスの種類 ※該当するものにチェック	□　認可外保育施設 □　一時預かり　□　病児病後児保育 □　ファミリーサポートセンター
	施　設　名			

5．認可外保育施設・一時預かり・病児病後児保育・ファミリーサポートセンターの施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料 (特定子ども・子育て支援利用料) 【a】　※1 ※2	一時預かり・病児病後児保育・ファミリーサポートセンターに支払った月額合計利用料 （特定子ども・子育て支援利用料） 【b】　※1	無償化対象支払額合計 【a+b=c】	無償化月額上限額 【d】※3	**請求金額** 【cとdを比較して小さい方】
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円

請求金額の合計	円

※表面の請求金額の合計に転記してください

※1 上記で記入した利用料合計額を施設・事業に支払ったことを証明する書類（特定子ども・子育ての支援の提供にかかる領収証兼提供証明書等）をすべて添付してください。
また、ファミリーサポートセンターを利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※2 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。

※3 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円（令和8年9月以前は37,000円）、第3号認定の場合は45,700円（令和8年9月以前は42,000円）です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
（1）月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円× 転出日までの日数÷その月の日数（令和8年9月以前は37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数）
（2）月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数（令和8年9月以前は37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数）

・ **記載誤りがあった場合は、二重線で訂正の上、1．の請求者が二重線のそばにフルネームで署名してください。**